

指定廃棄物処分場対策班だより

第11号

平成28年1月26日発行

表面

一月二十二日（金）十三時三十分頃、何の事前連絡もなく、井上環境副大臣が町長にお会いしたいと役場に来庁されました。

この日、町長は、町内での行事予定があったため町長室に在席しておりませんでした。

本来であれば、昨年の十二月七日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を返上しておりますので、面会をする必要はなかったのですが、来庁の主旨をお聞きしましたところ、一月十五日から十六日にか

けて新聞各社が報道した『政府が五県に一ヶ所ずつ指定廃棄物の最終処分場を設置することを断念し、分散保管を継続する方針を固めたとの主旨の報道』に対するの釈明であるということでありました。

町では、他の来庁者等の混乱を考え、面会をするにとしました。

なお、詳細は次のとおりです。

今回の井上環境副大臣の突然の訪問は、一月十五日から十六日にかけての報道について、環境省としては事実無根のことであり、あのような報道がされたことは誠に遺憾であるという内容の釈明、それにより混乱を起していることに対する謝罪でありました。

当日十五時からの栃木県庁での福田知事との面会に先立ち、本町を訪問したとのことでありました。

町からは、次のようなことをお話させていただきました。

先の一連の報道に対しての釈明に来庁されましたが、本町が昨年十二月七日に候補地を返上した以上、栃木県内の他の市町と条件は同じであり、本町だけを特別視した釈明は受けたくない。指定廃棄物を有する市町の首長としてならば釈明を受けることは仕方ないと思うが、その場合、本町だけに釈明するのは、おかしいのではないか。

環境省が各県一ヶ所での集約処分を断念し、分散保管を継続する方針への一連の報道に対する釈明であるならば、現在、指定廃棄物を保管している農家の方々や民間事業者の方々にも釈明をすべきである。また、全国の指定廃棄物を有している市町

村長と住民の全てに対しても釈明をすべきではないか。ましてや、候補地の選定結果を返上した今、本町だけを特別視してほしくない。本来であれば、各県の市町村長会議等を開催して、釈明を含む一連の出来事の経過を説明すべきではないかなどと伝えました。

これに対して、環境省側からは『塩谷町が一番心配していると思ったから』というコメントをされました。

町側からは、「県内・町内で購読者が一番多い下野新聞の記事にならなかったため、一連の報道を知らない町民の方が多く、特に騒ぎにならなかった」とお話ししました。

この後、環境副大臣より、住民説明会についての協力の話題がありました。本日の訪問の主旨から逸脱することから、お断りさせていただきました。

報道各社の情報提供元である共同通信社の記事と、その報道内容を否定した環境省の文書については裏面をご覧ください。



(訪問を終え、車に乗り込む様子)

政府、処分場新設を事実上断念へ

指定廃棄物の分散保管継続

2016年1月16日 02時00分



政府は15日、東京電力福島第1原発事故で発生した指定廃棄物に関し、宮城など5県内の各市町村がごみ処理場や下水処理施設などで分散保管する方式を継続する方針を固めた。堅固なコンクリートで覆う処分場を5県に1カ所ずつ設置する計画は地元の反対が強いため、無理に調整を進めないことで事実上断念する。東日本大震災から5年という節目を前に自治体が受け入れやすい現実的な対応が必要と判断した。

環境省は、屋外の仮置き場を集約したり、屋根や壁を設置したりして対応する方針だが、地元からは安全面を懸念する声が強まりそうだ。

報道各社御中 ← 環境省広報室

平成 28 年 1 月 16 日

(お 知 ら せ)

指定廃棄物の処理方針に関する報道について

本年1月15日・16日、政府は、5県に1カ所ずつ指定廃棄物の長期管理施設を設置することを断念し、分散保管を継続する方針を固めたとの趣旨の報道が一部ありましたが、そのような事実はありません。

ご理解いただいている各地域の方々へ無用の混乱をもたらしたことについて、遺憾に思います。

環境省としては、指定廃棄物の保管状況が逼迫している5県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）については、災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものとするため、各県1カ所に集約して管理するとの方針に変わりはありません。地元のご理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めていく所存です。

<問い合わせ先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
指定廃棄物対策担当参事官室